日本弁護士連合会の国際司法支援活動の取組について

日本弁護士連合会国際交流委員会 国際司法支援センター 弁護士 矢吹 公敏

法整備支援は学問か実践か?: 法整備支援は開発と法という領域に属する学問的な側面と途上国の現場で支援活動を実施するという実践的な側面がある。相互の融合的に機能することが重要である。日弁連は,実践の主体の一つとしてその活動を進化させるように努める。

- 実践(経験)のシステム化
 - コンテンツ(支援活動の内容)の充実
 - 立法支援,法曹養成支援,司法システム構築支援など

手法の充実

- より多くの法律家(人材バンク)が支援の専門家(養成トレーニング)として参加する仕組み作り
- ロジスティックス機能の充実
- マニュアル化の試み

NGOとしての日弁連: 日弁連はNGOとしてその使命に基づいて国際司法支援活動に従事する。国家同士のODAについては,可能な限り協力し効率的な支援活動ができるように活動する。

法整備支援の目的と理念: 我が国が,平和を維持し,専従と隷属,圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において,名誉ある地位を占めるために(日本国憲法前文),司法の分野でも積極的な国際貢献が望まれている。

・ 日本国憲法前文の趣旨をどのように戦略的な活動に結びつけるかが課題である。国家の 戦略とNGOの戦略は別個であってよい。国家は、相手国の政府との関係や他国との関係を考 慮した国家目的からの戦略作りを求められるが,NGOは独自の戦略を検討する(いずれも, 最大の効率を上げる手法の構築し

- 司法制度改革審議会意見書にも法整備支援の推進が明記されている。
- ODA大綱における司法の役割:

「良い統治」(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力 個々の人間に着目した人間の安全保障

平和構築の努力

政府開発援助の実施に当たっては、国際連合憲章(特に、主権、平等及び内政不 干渉)を踏まえて,開発途上国の援助需要,経済社会状況,二国間関係等を総合的 に判断する。

開発途上国の民主化の促進,市場経済導入の努力並びに基本的人権と自由の保障 状況に十分に注意を払う。

日弁連は,憲法前文と弁護士法1条の「社会正義の実現と基本的人権の尊重」を目標に 相手国の市民を中心にすえて、安心して暮らせる市民社会作りに貢献 戦略を構築する。 すること、 国際社会での人権の尊重を実現し平和を構築する活動に貢献することなどが 挙げられる。

日弁連の法整備支援の組織と活動: 我が国の法律家が海外(特に,東アジア諸国)で法 整備支援に積極的に参加する組織と制度を設計し ,10 年にわたり活動してきた。対象国は , インドネシア,インドシナ3国,モンゴル,ウズベキスタン,中国などである。最近では, カンボディアの弁護士を約180人養成するプロジェクトを実施し、インドネシアではアチェ の津波被害後の復興(調停制度の構築)に協力した。

日弁連の法整備支援の組織

国際交流委員会国際司法支援センター

- 法整備支援の継続的取組み(研究活動,研修)
- 事務局体制

国際司法支援活動弁護士登録制度 - 現在約140名の弁護士が登録

国際協力活動基金

国際司法支援に関する研修会・連絡会

- 日弁連の法整備支援の活動
 - (1)海外での活動

アジア弁護士会会長会議(POLA)

アジアの弁護士会の横断的な会議(年1回)。

カンボディア

カンボディア弁護士養成校で3年間に約180人の弁護士を養成(弁護士の倍増),国際協力事業団(JICA)長期専門家3名派遣実績(現在1名派遣,本年度2名追加派遣予定),短期専門家30名以上派遣。IT・IP調査団の実施(経済産業省PT)。アジア法律扶助会議の実施(プノンペン)。

ベトナム

JICA 長期専門家 4 名派遣実績(本年度 1 名派遣予定)。IT・IP 調査団の実施(経済産業省 PT)。

ラオス

JICA長期専門家1名派遣。IT・IP調査団の実施(経済産業省PT)。

ミャンマー

IT・IP 調査団の実施(経済産業省 PT)。

インドネシア

アチェの津波被害後の復興支援(調停制度の構築)活動。JICA 長期専門家 1 名派遣 (本年度 1 名派遣予定)。

モンゴル

モンゴル弁護士及び弁護士会の支援。JICA長期専門家 2 名派遣実績(現在 1 名派遣)。 中国

中国企業法に関する助言プロジェクトに参加。

(2)国内での活動 - 本邦研修

JICA本邦研修

多くの弁護士が講師として参加。日弁連での受入れ研修の実施。

海外技術者研修協会(AOTS)(経済産業省の関係団体)の本邦研修実施 - アジアから 毎回研修生を受け入れ(毎年1回)

- 2005年「アジアの競争法」: 11カ国から18名が参加。
- 2006年「国際仲裁」: 11カ国から22名が参加。

法整備支援の今後のあり方: 法整備支援は, 各実施機関が情報交流を行い, 連携して戦略的に取り組む必要がある。人材バンクとしての弁護士を活用し, 民間でも参加できるように財務的な援助体制を構築する必要がある。東アジアで日本法を参考にしてもらうためには, 日本法の英語訳化の更なる推進及び日本語による日本法の教育の両面を充実する必要がある。

(1) 法整備に関する国内情報交流の強化

- 縦割り的なODA予算の配分及びプロジェクト構築の改善
- ・ 関係省庁間の法整備に関する定期的情報交換会の開催

(2) 情報の蓄積及び発信

- ・ 法整備支援を実施する中心的組織の設立と情報の集約化
- 英文ホームページ等を利用した広報活動
- 国際会議への積極的な参加
- ・ 戦後復興・平和構築の際の法整備支援という今日的な分野に関する積極的研究
- (3)人材登用制度の充実 法整備活動に従事する弁護士の有効活用の検討
 - 任期付公務員制度の利用
 - ・ 資格を有する経験者に応じた給与制度の設定
 - ・ 国際機関からの法律分野の人材派遣要請及び登用情報の公開
 - ・ 法律実務家として弁護士を登用することが有効であるとの意識の改革

(4)財政的援助の充実

- ・ 法整備支援(ガバナンス全体)予算の拡充
- 資金提供機関の存在,活動,資金供与条件などの情報公開
- ・ 寄付金に対する優遇税制など,民間からの資金の供給がし易い制度の構築
- (5)日本法の国際化-法整備の現場で日本法に対する理解を得るための日本法の国際化を 図るべきである。
 - ・ 日本法の英語訳化プロジェクトの推進・強化
 - 大学における英語及び日本語での教授コースと留学制度(資金援助を含む) の充実

以上

法整備支援に関する取組

平成19年1月19日 法務省 法務総合研究所 国際協力部 部長 稲葉一生

法整備支援の必要性

ODA大綱

基本方針

「良い統治に基づく自助努力を支援」 「人造り、法・制度構築整備に協力」

中期政策

「制度構築、法整備、人材育成を含めた 市場経済化支援」

「ガバナンス分野での政府の能力向上支援」

司法制度改革推進計画 (2002年3月19日閣議決定)

国際化への対応

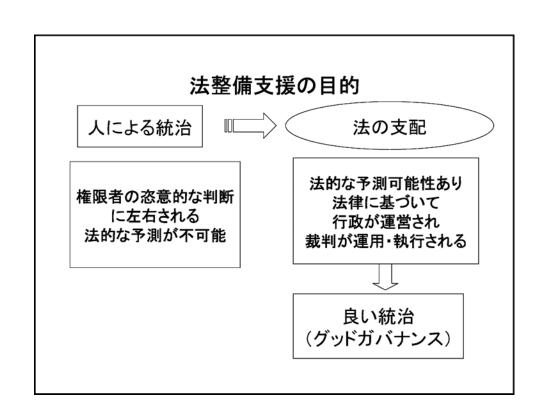
法整備支援の推進

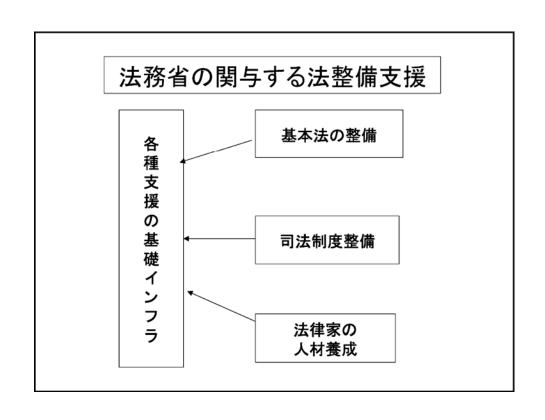
「発展途上国に対する 法整備支援を 引き続き推進する」

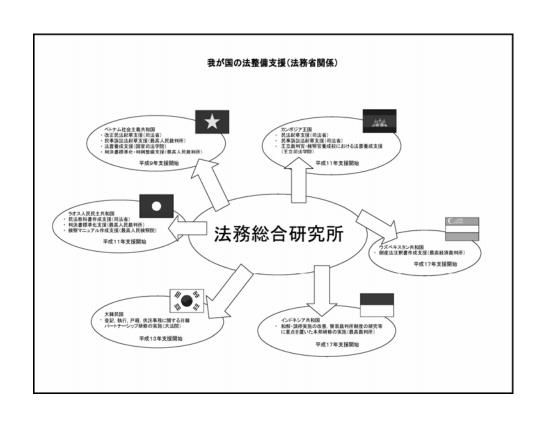
法務省による法整備支援とは



- 基本法令の起草支援
- 制定された法令を運用する司法機関の制度整備支援(キャパシティ・ビルディング)
- ・法曹実務家の人材育成







対ベトナム法整備支援

- 民事訴訟法起草支援、破産法改正支援 →H16民訴法·改正破産法公布
- **→** 法曹養成支援
 - →国家司法学院カリキュラム・教材作成 検察院マニュアルの作成

対カンボジア法整備支援

- H19成立見込み
- 民事訴訟法起草支援→H18民事訴訟法公布 附属法令起草
- **③ 法曹養成支援** →司法官職養成学校 カリキュラム・教材作成 教官の訓練(育成) 模擬記録作成支援

対インドネシア法整備支援

- ◆和解‧調停制度強化支援
- 問題点 司法の腐敗, 訴訟未済事件の多さ
- 和解・調停の利点 上訴なし→未済削減
 民間調停人の活用・当事者合意
 →汚職の機会抑止
 簡易・迅速・安価な紛争解決制度

法整備支援の手法について

支援対象国の主体性・自主性の尊重 中長期的視点

自国の法制度を押し付けない。 相手国の担当者と研修や協議を通じて 信頼関係を構築しながら 相手国のニーズを十分踏まえ 真に実務が機能する司法制度の整備を支援

今後の課題

関係省庁の連携強化

情報の共有

支援内容の調整

法整備支援実施体制の強化

政府全体としての基本方針の策定 •統一的推進

中国における法整備プロジェクトの中間的総括

次期プロジェクトへの参考のために

一橋大学大学院

国際企業戦略研究科教授 布井 千博

第1 出発点における基本的考え方

1 法制調和は経済統合のインフラ・ストラクチャー。

経済統合により直接投資が促進されると,法制度の不備がクローズアップされる。 事実上の経済統合が先行している現状では

相互理解=法制の相違とその背景を知る。

相互承認 = 重大な相違については溝を埋めつつ,許容範囲を大きくとって,相互間で相違を承認しあう。

<u>調和</u> = すべての国が一定のスタンダードを満たすべく法制の調和を行う。 というステップを踏むべき。

2 会社法プロジェクトについては,特定の国家機関との協力を重視するのではなく, 立法と施行の過程において最も重要な役割を果たす機関との協力関係を構築する。

商務部

窓口・調整・M&A法制・外資法

国務院法制弁公室 会社法草案起草

全人代法制工作委員会 会社法草案の審議

全人代財経委員会 会社法草案審議への協力・破産法の立法担当

最高人民法院

会社法に関する司法解釈

国家工商行政管理総局

会社登記

CF. ドイツのGTZは,全人代財経委員会と長年にわたり1対1のパートナー関係を築いてきたが,2004年からパートナーの多角化を模索し始めた。

3 会社法だけではなく周辺法も対象とする。

外資法

<u>M & A 法</u>

<u>証券法</u>

破産法

国有資産法

会社法改正が実現するかは不確実。周辺法を含めることによるリスクヘッジ。 周辺法の整備に対する中国側及び日本側の需要も大きい。

結果的に,周辺法も対象としたため,中国側の需要に柔軟に応じることができた。特に,会社の清算や破産法に関する研究会・セミナーの実施。M&A法制に関する訪日研修。

第2 会社法プロジェクトの内容

1 〔内容〕

別添資料参照。

2 〔評価〕

(1) 草案作成段階(国務院法制弁公室)

プロジェクトの開始は,草案時点では間に合わなかった。しかし,プロジェクト開 始前に会社法の起草を担当した国務院法制弁公室の担当官を日本に招くことができ たため,一定の寄与ができた。

(2) 草案審議段階(全人代)

草案審議の直前にプロジェクトは開始したが,実質的にプロジェクトが開始したの は、内部手続の遅延のため、全人代において第1回目の審議が終わった後になった。 全人代とのパイプを十分に形成することができないままに ,プロジェクトが始まった。 研究会には、全人代からの積極的な参加と議論があり、一定の成果はあった。

(3) 執行段階(最高人民法院・商務部・国家行政管理総局)

最高人民法院とは司法解釈の形成のために訪日研修と共同セミナーを開催した。最 高人民法院の見解では,司法解釈は今後時間をかけて形成していく予定である。

商務部とは,会社法と外資法の関係やM&A法制などの面で,引き続き協力してい る。

第3 全体的評価

1 〔日本側〕

国家の最高機関がパートナーであったため、日中双方間の信頼関係を形成するため に,一定の時間が必要であった。この信頼関係の醸成は,公式のプロジェクト説明の 場では困難であり、具体的なプロジェクトの実施過程、とりわけ、研究会や訪日研修 の場における相互の交流で形成された。信頼関係が形成されて初めて,会社法の立法 や施行において抱える問題が明白になるという状況であった。中国における立法関係 者や司法関係者との信頼関係の形成という面では、本プロジェクトは成果が上がった といえる。

法律情報の収集という面では,大学との協力関係が不可欠である。中国政法大学, 人民大学,清華大学などの教授が本プロジェクトに関与しており,成果を上げた。

本プロジェクトにおける最大の課題は、日本側の実施体制にあった。特に、日本側 のプロジェクト実施主体が不明確であった。JICA 中国事務所,企業法国内支援委員会, コンサルタントのそれぞれの役割分担が明確ではなく,プロジェクト実施についてど こが司令塔的な役割を果たすのか明確とはいえない状況であった。いわば、法整備に ついては素人の集団が手探りで活動を開始したのである。法整備備支援について専門 知識を有する者が全体プロジェクトについてアドバイスを与えるとともに、プロジェ クトの実施責任者を任命することが必要であった。

2 〔相手国側〕

本プロジェクトの窓口が商務部であったことは幸いであった。商務部が多くの国家機関と直接連絡を取り、研究会のアレンジや、訪日研修の派遣人員についての調整を行った。商務部の尽力がなければ本プロジェクトは進捗しなかったであろう。

各国家機関は,本プロジェクトに積極的に関与し,日本の知見を吸収することに熱心であった。また,本プロジェクトの実施に関する要望も積極的に寄せられた。中国側から提起された要望は,その後のプロジェクトの実施において非常に参考になった。

プロジェクトの進行については,中国の大学教授も積極的に関与した。大学教授が 関与することにより,研究会などでの討論が活発になり,かつ,相互理解の深化と継 続性が生み出された。

ただし、援助の現場でよく見られるように、プロジェクトの支援額を競うという傾向がある点は否めない。金額の多寡ではなく、プロジェクトの内容が重要であることを理解してもらう必要がある。

また,中国では,立法段階における秘密主義がみられるところであり,秘密草案の入手について様々な困難があった。草案の提供は,プロジェクト実施の最低限の条件とする必要があろう。ただし,これは,相手側との信頼関係の問題でもあり,今後の課題である。

第4 若干の提言

法整備には,相互の信頼関係が必要条件である。しかし,信頼関係の形成には時間がかかる。対象諸機関との信頼関係の形成・維持を図るための仕組みが必要。信頼関係があれば,相手方からの要望にも適切に対処できる。

相手側国家機関との継続的な関係維持のため,リエゾン・オフィスを設けるか,又は,専属のリエゾン・パーソンを任命する。この者がプロジェクトにおいて司令塔的な役割を果たす。

信頼関係の前提には,相互理解が不可欠。相手側が何を求めておりその背景は何か を理解する必要あり。

相互理解を伴わない性急な法制調和は破綻する。Stiglitz(コロンビア大学教授)が、「世界を不幸にしたグローバリズムの正体」で批判したように、IMF/世銀によるロシア・インドネシア支援は、相手国を理解せずに制度改革を迫ったため、大きな混乱を引き起こした。

中国の政治・経済・法律の専門家(日本人または中国人)による助言組織の形成が 有効。

実施過程においては、相手国側の積極的な関与を引き出す仕組みが必要である。国 家最高機関を対象とする活動であるだけに,多忙な官僚を相手に,長時間の研究会を 開催することは困難であった。その点で、立法過程に関与する大学関係者を取り込む ことは、より詳細な知見の伝達という面で効果的ではないかと思う。日本法を詳細に 知りたいという要望は非常に強い。

以上

JICA中国経済法・企業法整備プロジェクト概要

1. 背景

2001年12月のWTO加盟後,中国では経済自由化に向けた外国投資法や会社法,独占禁止法などの法制の制定と改正が緊急な課題となっている。また,中国は2010年をめどに社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げており,民法典や独禁法,破産法,会社法など,経済法・企業法分野における重要な法律の立法・改正作業が急ピッチで進められている。

日本は中国と法文化(法体系や言語等)が類似しているため,日本の経験や知見を参考に中国が立法・改正作業を進めていくことは効果的であるとの認識により,中国政府の要請を受け,2004年11月に法整備プロジェクトを立ち上げることに合意し,現在JICAがその実施機関としてプロジェクトを実施している。

2. プロジェクト活動内容と目標

本プロジェクトでは、会社法、独占禁止法、市場流通関連法を支援対象の法律とし、各法律の立法、適応、執行を支援する為、日本から中国への専門家派遣、中国での共同研究会の実施、また中国の実務者を日本に招聘して研修や調査を実施している。本プロジェクトは2004年11月にRDを締結し、以後3年間(2007年11月まで)実施される計画である。

プロジェクトの実施により,日本の知見を取り入れた透明性の高い経済法・企業法制度の整備が中国にて促進され,国際ルールとの調和化が進展することを目標としている。

プロジェクト活動内容

項目	業務内容
研究会	・中国の法律(細則やガイドラインなどを含む)に,日本の知見
	が生かされることと立法担当者の能力向上を主眼とし , 法案の起
	草・運用に携わるキーマンをターゲットとして研究会を準備・開
	催する。
	・中国側行政機関の職員,立案部門,法律を運用する行政機関の
	職員 , 法曹関係者等と日本側専門家の 20 人程度で実施する。
セミナー	・本プロジェクトの内容や意義を広く中国社会に知らしめるため
	に総括的なセミナーを行う。
	・カウンターパート機関と参与機関を中心に関係者 100 人程度を
	対象とする。
本邦研修	・日本の法律に関する理論的な研修を行うとともに , 企業訪問等
	によって,法律が実際に運営される現場を確認する。法律の背景
	となる社会状況等に関して中国側の知見を深める。
情報収集・分析・提供	・三分野の研究会,セミナー,本邦研修に有用な情報を収集・分
	析する。
	・Web サイトを構築して広くプロジェクトの成果を報告する。
	・さまざまな情報の中から,時期に適したトピックをまとめ,メ
	ールニュースを発行する。

3. プロジェクト活動の成果

- (1) 公司法の改正
 - 1) 以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草さ れ,成立する。

投資・起業促進

会社の健全な経営(会社設立の規範化,コーポレートガバナンス)

株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム

関連法(証券法,三資法,破産法,M&A関連法,国有資産管理法等)と の法的整合性

2) 以下の点で会社登記制度及び運用の枠組みが確立される。

日本の知見を踏まえ、改正公司法の趣旨に適合した会社登記管理条例の整 備が促進される。

日本の知見を踏まえ、会社登記実務の研修教材の整備が促進される。

- 3) 改正公司法の立法趣旨を踏まえ,紛争解決及び違反行為への対処する執行体制 の整備が促進される。
- (2) 独占禁止法の立法
 - 1) 以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草さ れ,成立する。

市場の支配的地位の濫用の防止

過度の経済力集中につながる企業結合の防止

価格法,不正競争防止法との調和 独占禁止法の執行体制の独立性 内資・外資の無差別な取扱い

2) 成果2-1の立法趣旨および以下の諸点を踏まえた執行体制が構築され,透明性が高く,公正かつ実効性のある運用が行われる。

独占禁止法の執行機関と特定の事業分野の監督管理機関との協調 独占禁止法適用除外範囲の極小化 法令及びガイドラインの策定と公開

(3) 立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。

4. 日本側・中国側関係機関

サブプロジェクト	日本側関係機関	中国側関係機関	
公司法	一橋大学,名古屋大学	国務院法制弁公室,商務部	
独占禁止法	公正取引委員会	商務部 条約法律司	
市場流通関連法	経済産業省	商務部 条約法律司	

日本側の業務調整の一部をJICAが㈱日本開発サービス(JDS)に委託して実施する。 中国側の業務調整は商務部条約法律司が実施する。

5. 実績(2006年10月まで)

(1) 公司法サブプロジェクト

	内容	期間	参加 者
第 1 回公司法立法本邦研修	国務院法制弁公室の公司法起草実務担 当者に対する日本法を紹介する研修を実施 した。	2004年9月10日~18日	7名
第 1 回公司法立法研究会	公司法改正草案に対する意見交換と今 後の計画策定を実施した	2005年3月 1日~2日	4名
第2回立法審議本邦研修	商務省法律条約司,全人代財経委等からの参加者と改正草案に対する意見交換や日本法に関する研修を実施した。会社の設立・再編・清算,株主代表訴訟,コーポレートガバナンス,日本会社法の改正について講義,企業訪問,経団連,日弁連訪問なども行った。	2005年3月27日~4月9日	10 名
第2回中国公司法改正研究会	(1) 公司法と証券法の整合性 (2) 独立取締役,監査役会ほか公司法修正 の論点	2005年7月18日	21 名
第 3 回中国公司法改 正研究会	(1) 一人会社と法人格否認 (2) 資本制度	2005年9月2日	31 名
第 4 回中国公司法改正研究会	(1) 公司法の論点 a.中小株主保護 , b.関連当事者取引 (2) 公司法と三資法の整合性	2005年11月1日~3日	28 名
第 5 回中国公司法改正研究会	(1)日本の会社法現代化の意義(全人代法制工作委員会において法務省令の説明など) (2)中国の改正公司法に関する意見交換(最高人民法院による司法解釈の説明など)	2005年12月19日	8名
第3回本邦研修	2005年10月27日に公布され,2 006年1月1日より施行される中国改正 公司法の法解釈についての日本側有識者と の意見交換,及び関連する日本の会社法・ 周辺法の説明。	2006年1月17日~25日	10 名
第1回改正公司法セミナー	日中公司法の改正 (1)日本から見た中国公司法改正と日本会 社法の進展 (2) 公司法改正の主要論点	2006年2月24日	140 名
第 1 回公司法適用・ 執行セミナー	大連市において,商務部,遼寧省商務庁・ 国有資産管理委員会等の関係者を対象に,日 中会社法の施行をテーマとして実施した。	2006年7月24日	84 名

第 1 回執行本邦研修	最高人民法院裁判官を対象として,最高法院が制定作業中の司法解釈と,関連する日本の判例をテーマとして実施した。		10 名
第2回公司法適用・ 執行セミナー	最高人民法院,清華大学と共催で,人民法院裁判官,研究者を対象に,会社法の司法解釈・執行をテーマとして開催した。	2006年10月14,15日	160 名

(2) 独禁法サブプロジェクト

	内容	期間	参加 者
第1回独占禁止 法整備支援研 修	日本における独占禁止法の立法や執行に関する研修を実施し,公正取引委員会,大学教授が 独占禁止法の設立経緯,企業結合,カルテルな どに関する講義を行った。	2004年10月11日~11月6日	9名
第1回研究会	日本の競争政策(独占禁止法施行等)の経験 に関する講義,独占禁止法立法に係る意見交換 と,今後の協力内容の検討を実施した	2005年3月22日~24日	8名
第2回研究会	カルテルの適用除外制度 , 企業結合の申請手続き(制度の沿革,届出・審査基準の設定根拠), 行政独占(地方性法規による事業規制法と競争法との関係), 市場の支配的地位の濫用	2005年6月23日~24日	26名
第2回本邦研修	日本における独占禁止法の立法や執行に関する研修を実施し,公正取引委員会,大学教授が 独占禁止法の設立経緯,企業結合,カルテルな どに関する講義を行った	2005年10月11日~11月6日	10 名
第3回中国独禁 法訪日特別研 修	国務院における独禁法審議過程で重点課題と なったテーマについて、中国のハイレベルな立法 担当者と日本側執行担当者が質疑応答をする。	2005年11 月27日~12 月3日	6名
第3回研究会	日本の新独禁法の経緯と内容に関する日本 側専門家による解説と質疑応答	2006年2月 28日	24 名
第4回研究会	競争政策と産業振興政策の関係をテーマとし,戦後日本の独占禁止法の運用状況と産業振興政策の関係について紹介する。	2006年8月18日	11 名

(3) 市場流通関連法サブプロジェクト

	内容	期間	参加 者
第1回研究会	専門家2名により,フランチャイズ,大規模 小売店舗立地法に関する講義および質疑応答 を実施した。	2 0 0 5 年 3 月 1 6 日~ 1 8 日	19名
第1回本邦研修	大店法および大店立地法の問題点や運用状況,日本のフランチャイズ規制の基本方針などついて,行政担当者,業界団体,研究者との質疑応答および店舗見学を通して理解を深めた。	2 0 0 5 年 8 月 3日~ 1 3日	10 名
第2回本邦研修	中国側は,大店法に類似した「商業ネットワーク管理条例」の制定,「商業フランチャイズ管理弁法」の修正作業中である。また独禁法ガイドラインに類似する「商業零細交易管理弁法(仮称)」の制定を検討中であり,これら法案に関する日本側有識者,関連機関との意見交換。	2005年10 月23日~29 日	5名

第2回研究会	中国の商取引立法関連問題の議論(とりわけ大規模小売事業者による優越的地位の濫用行為及び不当な販売促進行為に対する規制等)に関する独禁法的考察	2005年12月9日	19名
第3回本邦研修	中国側が制定準備中のファイナンスリース 法を対象とし,経済産業省,業界団体,弁護士 との質疑応答および企業訪問を通して理解を 深めた。	2006年9月18日~9月26日	10 名

6. 今年度の予定(2006年12月~2007年3月)

(1) 公司法サブプロジェクト

	内容	期間
第1回適用·執行研 究会	中国商務部が制定した「外国投資者による国内企業買収に関する規定」,証券管理監督委員会が制定した「上場会社買収規則」を対象として,M&A,三角合併,上場企業買収をテーマに実施する。	2006年12月18日
第2回公司法適用· 執行本邦研修	主に商務部,証券管理監督委員会,国務院法制弁公室を対象として,公司法とM&A法制の整合性,外資による企業買収,株式交換による合併,外資による三角合併・買収などを含む会社の組織再編・変更などの問題について,事例・判例研究も含めて検討する	2007年1月30日~2月8日
第2回適用·執行研 究会	工商総局を対象として,登記制度に関する 検討を行う。	2007年3月

(2) 独禁法サブプロジェクト

	内容	期間
中国独占禁止法立 法·審議訪日特別研 修	商務部,全人代常務委員会法制工作委員会, 国務院法制弁公室等の法案の立法・審議担当 者を対象として,競争政策と産業政策との関 連をテーマにして実施する。	2006年12月3日~13日
第 5 回中国独占禁 止法研究会	企業結合をテーマにして検討を行う	2007年1月 29日

(3) 市場流通関連法サブプロジェクト

	内容	期間
第3回研究会	ファイナンスリース草案に対する日本側専門 家によるコメントと意見交換	2007年1 月17日
第2回訪日研修	通信販売を規制する「無店舗販売管理弁法(仮称)」の制定に資するために,経産省,業界団体,企業からのヒアリングを行う。	

中国側参加者構成と人数

(<u>公司法</u>)

	所属先	職位	延べ人数
第1回研究会	商務部条約法律司	処長	1
		官員	1
	国務院法制弁公室工業交通商事法制司	処長	1
	中国政法大学民商経済法学院	副院長・教授	1
第2回研究会	商務部条約法律司	処長	1
		幹部	1
	商務部国際貿易経済合作研究院外資研究部	主任	1
	商務部国際貿易経済合作研究院アジア		1
	太平洋研究センター		
	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室	処長	1
		処級調研員	1
		幹部	1
	全人代財経委員会法案室	処長	1
	国務院法制弁公室工業交通商事法制司	幹部	1
答る日本会会	中国証券監督管理委員会法律部	副処長	1
第3回研究会	商務部条約法律司	司長	1
		処長 幹部	2 2
	 商務部国際貿易経済合作研究院外資研究部	主任	1
	商務部国際貿易経済合作研究 商務部国際貿易経済合作研究		1
	网络印画陈真勿経月口1555九 全人代常務委員会法制工作委員会経済法室	主任	1
	主人八市份安良云広则工作安良云辉月広至 	土任 処級調研員	1
		処長	1
		幹部	1
	全人代財経委員会法案室	主任	1
	国務院法制弁公室工業交通商事法制司	幹部	1
	中国証券監督管理委員会法律部	副主任	1
		副処長	1
	—————————————————————————————————————	副司長	1
		副処長	1
		幹部	1
第4回研究会	商務部条約法律司	処長	2
		幹部	2
	商務部政策研究室室	幹部	1
	商務部外国投資管理司	幹部	2
	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室	処長	3
	全人代財経委員会法案室	幹部	2
	国務院法制弁公室工業交通商事法制司	幹部	1
	中国証券監督管理委員会法律部	処長	2
	中国人民銀行条約法律	幹部	2
	国有資産監督管理委員会	法規司	2
	中国銀行監督管理委員会	<u> </u>	1
第 5 回研究会	最高人民法院民事審判第二庭	庭長	1
	最高人民法院外事局		1
	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室	処長	2
AA		幹部	2
第1回本邦研修	商務部条約法律司	係員	1
	国務院法制弁公室	司長助理	1
		処長	3
		係員	2

	所属先	職位	延べ人数
第2回本邦研修	商務部条約法律司	副主任科員	2
	全人代財政経済委員会法案室	副主任	1
	全人代法制工作委員会経済法室	主任科員	1
	国務院法制弁公室工交商事法制司	処長	1
		副処長	1
			1
	国家工商行政管理総局法規司	科員	1
	浙江省対外経済貿易庁	副主任科員	1
	江西省対外経済貿易庁	主任科員	1
	雲南省商務庁	副処長クラス	1
第3回本邦研修	国家工商行政管理総局		1
	国務院法制弁公室工業交通商事法制司		1
	商務部条約法律司		1
		副幹部	1
	最高人民法院民事審判第二庭	裁判官	1
	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室	幹部	1
	青海省商務庁	副処長	1
	天津市商務委員会法規処	処長	1
	寧夏商務庁政策法規処	処長	1
	中国政法大学民商経済法学院	副院長	1
第1回セミナー	商務部条約法律司	司長	1
		処長	2
		副処長	1
		幹部	1
	商務部外国投資管理司製造業処	幹部	1
	商務部外国投資管理司	幹部	1
	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室	処級調研員	1
		処長	1
	最高人民法院民事審判第二庭	庭長	1
	全人代財経委員会法案室	幹部	
	中国証券監督管理委員会法律部	幹部	1
		副主任	1
	国務院法制弁公室工業交通商事法制司	副主任	1
	上海市政府駐北京事務所	幹部	1

(<u>独禁法)</u>

〔独禁法)			
	所属先	職位	延べ人数
第1回研究会	商務部条約法律司反独占調査弁公室	処長	1
			1
		調研員	1
	全人代財政経済委員会	法学修士	1
	全人代財政経済委員会経済法室	74 1 194	1
	全人代財政経済委員会調研室	副処長	1
	国務院法制弁公室工業交通商事法制司		1
₩ • □ 	国家工商行政管理総局公平交易局反独占処	副処長	1
第2回研究会	商務部条約法律司	処長	2
		幹部	2
		副幹部	1
	全人代財経委員会法案室	処長	1
		幹部	2
	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室	処級調研員	1
		幹部	1
	国務院法制弁公室工業交通商事法制司	副処長	1
		幹部	1
	国家工商行政管理総局法規司		1
	国家工商行政管理総局公平取引局	助理調研員	1
	国家工商打成首连総周公平取引周 対外経済貿易大学		
			1
答。 □ 邢 * ^	中国政法大学民商経済法学院	教授	1
第3回研究会	商務部条約法律司	処長	1
		処級調研員	1
		幹部	1
		副幹部	1
	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室	副主任	1
		幹部	2
	全人代財経委員会法案室	幹部	1
	国務院法制弁公室工交商事法制司	幹部	1
	国家工商総局公平取引局	副処長	1
	対外経済貿易大学	教授	1
	対外経済貿易大学	教授	1
	中国政法大学民商経済法学院	教授	1
第1回本邦研修	商務部条約法律司	副処長	1
# 1 변수가께 등		官員	1
	商務部国際経貿関係司	官員	1
	全人代法制工作委員会経済法室	処長	1
	国務院法制弁公室工交商事法制司	副司長	1
	国家工商行政管理総局法規司	官員	1
	国家工商行政管理総局公平交易局	副処長	1
	上海市対外経済貿易委員会	官員	1
	遼寧省対外経済貿易庁	副処長	1
第2回本邦研修	商務部条約法律司	幹部	2
	商務部外国投資管理司	幹部	1
	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室	型級調研員	1
	全人代財経委員会法案室	幹部	1
	主人人的社会員会公朱宝 国務院法制弁公室工業交通商事法制司	幹部	1
	国家工商行政管理総局公正取引局	副処長	1
	吉林省商務庁	処長	1
	河北省商務庁	処長	1
	広東省外経貿庁	処長	1
第3回本邦研修	商務部条約法律司	司長	1
		処長	1
		副幹部	1
	国務院法制弁公室工交商事法制司	副局長	1
	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室	副主任	1
	対外経済貿易大学	教授	1
	ᄭᄭᄣᄸᆽᄱᄭᅮ	TAIX	1

(市場流通法)

(市場流迪法)	所属先	職位	延べ人数
第1回研究会	商務部条約法律司	巡視員	1
75 1 11/1/02	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	副処長	1
		官員	6
		 処長	
	商務部市場建設司	処長	2
	商務部商業改革司	官員	1
	商務部外国投資管理司	官員	1
	商務部国際司	5	1
	商務部国际可 国务院法制办公室	业長 処長	
			1
	首商城市规划研究院	院長	1
	中国城市商業網点建設管理連合会	秘書長	1
	中国連鎖経営協会	副秘書長	1
	毅弘法律事務所	弁護士	1
第2回研究会	商務部条約法律司	副処長	1
		幹部	4
		処級調研員	1
	商務部商業改革発展司	副処長	1
	商務部市場建設司	処長	1
	商務部市場運行調節司	処長	1
	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室	副主任	1
	全人代財経委員会法案室	幹部	1
	国務院法制弁公室工業交通商事法制司	副処長	1
		幹部	1
	全国整頓和規範市場経済秩序領導小組弁公室		1
	(全国市場経済秩序の整頓・規範指導グループ		
	事務室 宣伝研修責任者)		
	全国整頓和規範市場経済秩序領導小組弁公室	組長	1
	信用組	<i></i>	
	全国整頓和規範市場経済秩序領導小組弁公室	幹部	1
	中国商業連合会	処長	1
	中国チェーン式経営協会	会長	1
	十国ノエーノ 以経音 励芸 北京大学 法学院	】	1
	九京八子 仏子院 中国人民大学 商学院	助教授	1
第1回本邦研修	中国八氏八子 同子院 商務部条約法律司	副処長	1
オーロイナサッド	미생기미대자하기시구 미 	副幹部	1
		動料品 幹部	1
	 商務部市場運行調節司		1
	商務部市場体系建設司	調研員	1
		係長	1
	商務部商業改革発展局	係長	1
	国務院法制弁公室工交商事法制司	副処長	1
	遼寧省商業庁	紀検組長	1
	湖南省商務庁	処長	1
	四川省商務庁	処長	1
第2回本邦研修	商務部条約法律司	巡視員	1
		副処長	1
		副幹部	1
	商務部条約法律司市場建設司	処長	1
	国務院法制弁公室工交商事法制司	処長	1

講師発表テーマ(研究会、セミナー)

(公司法)

(公司法)	講義名	講師名
第1回研究会	・改正公司法草案についての意見交換	布井千博
		(一橋大学大学院国際企業戦略研 究科教授)
第2回研究会	・ 中国における会社法と証券法	陳甦
	との整合性問題について	(中国社会科学院法学研究所
		副所長)
	・ 日本における会社法と証券取引法	浜田道代
	との整合性問題について	(JICA 専門家/名古屋大学法学研究
		科教授)
	・ 会社の内部監督メカニズム	趙旭東
		(中国政法大学民商経済法学院
		副院長、教授)
	・ 独立取締役人材確保に関する法的思考	徐暁松
		(中国政法大学民商経済法学院
		教授)
	・ 会社法と証券取引法	布井千博
	コーポレート・ガバナンスを中心として	(JICA 専門家/一橋大学大学院
		国際企業戦略研究科教授)
第3回研究会	・ 我が国公司法は法人格否認の法理を	朱慈蘊
	定めなければならない	(清華大学法学院教授)
	・ 一人会社と法人格否認	江頭憲治郎
		(JICA 専門家、東京大学教授)
	・ 中国公司法資本制度の改革	趙旭東
		(中国政法大学民商経済法学院副
		院長教授)
	・日本における会社最低資本金制度の	周剣龍(独協大学教授)
	最新動向	<u> </u>
	・授権資本制度に関する若干の考察	布井千博 (JICA 専門家 一橋大学教授)
第4回研究会	・ 改正公司法の三資企業法への	馬宇馳(商務部条約法律司幹部)
카막답베儿 즈	適用問題について	
	・外国投資企業法と会社法の関係	王保樹(清華大学法学院教授)
	・会社法の外商投資企業への	射手矢好雄
	適用問題について	(JICA 専門家、森・濱田松本法律
	ZETITIZZETE DV. C	事務所パートナー、弁護士、
		一橋大学法科大学院特任教授)
	・ 関連会社関連取引の法律責任	金剣鋒
		(最高人民法院民事審判第二庭
		裁判官)
	・ 会社法の統一性及び外商投資企業法	趙旭東
	との整合	(中国政法大学・民商経済法学院
		副院長 商法研究所所長教授)
	・企業結合における株主保護	前田重行
	- 関連当事者取引(親子会社取引)等	(JICA 専門家、学習院大学法科
	における株主保護 -	大学院教授)
	・株式相互保有と関連当事者取引	布井千博
		(JICA 専門家、一橋大学大学院
// - F		国際企業戦略研究科教授)
第5回研究会	・日本の会社法現代化の意義	相澤哲
		(JICA 専門家、法務省大臣官房
	+B****	参事官)
	・中国の改正公司法の立法・審議への感想	相澤哲
		(JICA 専門家、法務省大臣官房
		参事官)

	講義名	講師名
第6回研究会	・中国の清算法制度の概況	劉敏
	・ 外商投資企業の清算の問題について	(最高人民法院民事審判二庭裁判官) 李明(商務部条約法律司)
	・ 中国新破産法立法の重要問題について	王欣新(中国人民大学教授)
	・日本倒産法制の概要と特別清算手続の 意義	山本和彦 (一橋大学大学院法学研究科教授)
	- 特別清算の紹介において、他の破産 制度(民事再生、会社更生、破産)	,
	との比較分析(例えば利便性、実際の利用度合い)	
	・日本とドイツの倒産法制の国際比較	近藤隆司
	(労働債権の保護を中心として)	(白鴎大学法学部法律学科助教授)
	- 日本とドイツの倒産法制の比較分析	
	- 弁済順位における労働債権と担保債 権の扱いに関し、日本とドイツのそ	
	れぞれの制度・運用等の比較	
第1回セミナー	・ 中国の会社法制定とその改正	王柏
		(全人代常務委員会法制工作
	 ・ 日本から見た中国公司法改正と	│委員会経済法室処長) │相澤哲
	日本会社法の進展	(法務省大臣官房参事官)
	・中国新会社法に対する評価及び	江平
	今後の課題	(中国政法大学教授)
	・ 日本会社法改正の主要論点と 中国公司法との相違	│ 浜田道代 │ (名古屋大学大学院法学研究科
		教授)
	・各論を始めるにあたって	布井千博
	(主要論点を整理する) - 支配株主の責任、株主代表訴訟、	(一橋大学大学院国際企業戦略 研究科教授)
	- ・ 文配休主の負任、休主代表訴訟、 - 法人格否認の法理、一人会社 -	WITH THE TEXTS I
	・ 中国のコーポレート・ガバナンスに	王保樹
	関する制度・規則は、公司法改正に	(清華大学法学院教授)
	よってどのように変化したのか(要綱) ・法人格否認の原則の司法適用について	
	7AXTIC DISCONNESS OF TARRETTIC DV. C	C C C C C C C C C C
	・会社法の関連取引に対する法律規制	葉林
	(摘要)	(中国人民大学法学院教授 中国商法研究会副会長)
	 ・ 会社紛争案件訴訟における	中国同公时九会副会设 <i>)</i> 宋暁明
	若干問題について	(最高人民法院民事審判第二庭
	カ団人がけなてもロナクツへの単純	庭長)
	・中国会社法改正と日本企業への影響 	射手矢好雄 (森・濱田松本法律事務所パートナ
		一、弁護士)
	・会社法の統一性及び外商投資企業法と	趙旭東
	の整合	(中国政法大学・民商経済法学院副 院長、商法研究所所長、教授)
第2回セミナー	 ・ 日中会社法の新展開	院长、周宏妍九州州长、教技 <i>)</i> 細川充
		(JICA 専門家 / 法務省民事局付
		検事)
		管暁峰 (中国政法大学·民商経済法学院商
		法研究所副所長、教授)
	・中国の新会社法の外商投資企業への	鮑治
	適用	(商務部条約法律司) 財系左接機
		射手矢好雄 (JICA 専門家 / 森・濱田松本法律
		事務所、パートナー、弁護士、一橋
		大学特任教授)

	講義名	講師名
第3回セミナー	基調講演	黄建初
		(全国人民代表大会法制工作委員 会経済法室)
	・基調講演	森本滋 (JICA 専門家/京都大学大学院法学 研究科長)
	・基調講演	Thomas Raiser (フンボルト大学法学院)
	・ 基調講演 	宋暁明 (最高人民法院民二庭)
	・ 基調講演 	王保樹 (清華大学商法研究センター主任)
	・「持分の確認」論	石少侠 (国家検察官学院)
	・株主資格認定に関するいくつかの問題の研究	周友蘇 (四川社会科学院法学所)
	・裁判実務における持分譲渡についてのいくつかの問題	古錫麟 (広東省高級人民法院二庭庭長)
	・「株主資格の確認」論	劉俊海 (中国人民大学法学院)
	・ 会社設立における現物出資手続き 回避策の探求 ・ 法人格否認 世界共通の問題で	高旭軍 (同済大学法政学院) Helmut Kohl
	・ 伝入情白認	(フランクフルト大学法学院) 森本滋
		(JICA 専門家/京都大学大学院法学 研究科長)
	・台湾の実務における法人格否認の運用	劉連煜 (台湾政治大学法学院)
	・ 韓国における法人格否認の適用事例	鄭璨亨 (高麗大学法学院)
	Application of Piercing the Corporate Veil	Angus Corbett (ニューサウスウェールズ大学法 学院)
	・ 会社法人格否認の適用についての考え	朱慈薀 (清華大学法学院)
	・ 会社高級管理職員の責任	張勇健 (最高人民法院民二庭副庭長)
	"PRC Co Law Article 148"	Nicholas C. Howson (ミシガン大学法学院)
	• "The French theory on fault inseparable from duties. What does this entail"	Alain Couret (パリ第一大学)
	 "Some Comments on the Director Liability Provisions in the Company Law 2006 from a Dutch Perspective" 	Loes Lennarts (グローニンゲン大学法学院)
	・ 支配株主の民事責任の法理基礎	王志誠 (台湾国立中正大学法学院財経法 律学系)
	 "Litigation by Shareholders and Directors: An Empirical Study of the Australian Statutory Derivative Action" 	Ian M Ramsay (メルボルン大学会社法証券法研 究センター主任)
	・取締役の責任と株主代表訴訟	関俊彦 (JICA 専門家/法政大学法科大学院)
	・ 株主代表訴訟と二重代表訴訟	崔埈璇 (成均館大学校法科大学)
	・ 株主代表訴訟:アメリカ、日本、韓国の 経験を参考に 中国にとっての意味	Curtis Mihaupt (コロンビア大学法学院)

 講義名	講師名
· 株主派生訴訟制度研究	金剣鋒
	(最高人民法院民二庭審判長)
"The Statutory Derivative Action in China"	黄輝
·	(サウスウェールズ大学法学院)
・ コーポレートガバナンスにおける	金建植
裁判官の役割:韓国の経験	(国立ソウル大学法学院)
・ 活動的株主による株主訴訟の利用に	布井千博
ついて	(JICA 専門家/一橋大学国際企業戦
	略研究科)
・ 非営利組織主導による証券団体訴訟	王文宇
論台湾投資者保護センター	(台湾大学法律学院)
・ 会社株主の利益配当請求権について	王世華
の司法救済	(江蘇省高級人民法院民二庭副庭長)
・ 関連取引規制の原則について	呉弘
	(華東政法学院経済法学院)
 "Legal Control of Related Business" 	李炯珪
	(漢陽大学法科大学)
・ 関連取引規制について	鄒碧華
	(上海高級人民法院民二庭庭長)
・ 会社の実質支配者認定の基準に	朱炎生
関する分析	(アモイ大学法学院)
・ 関連取引に存在する問題と法的対策	郭峰
	(中央財経大学法学院)
・ 会社の任意清算と株主弁済承諾	葉林
	(中国人民大学法学院)
・ 日本会社法における会社解散の訴えに	周剣龍
ついて	(JICA 専門家/獨協大学法科大学院)
・ 会社解散、清算の訴えにおける法的問題	劉蘭芳
	(北京高級人民法院民二庭庭長)
・ 証券会社の信託管理、民事再生と破産問	陸文山
題に関する分析	(上海証券取引所法律部総監)
・ 新会社法清算制度整備に関する考え	王欣新(中国人民大学法学院)

(独占禁止法)

1# 34	1#1= -
	講師名
・ 独占禁止法(執行機関)	和田恭
	(公正取引委員会官房国際課 課
	長補佐)
・ 独占禁止法(立法支援)	酒井享 平
	(東京都立大学法学部・法科大学院
	教授)
・カルテルの適用除外制度	酒井亨平
کرانوا از برداد از کرد در د	(首都大学東京法科大学院教授)
• 企業結合	岩成博夫
<u> 工</u> 来叫口	(公正取引委員会経済取引局企業
	結合課上席企業結合調査官)
・ 独林はと業種別の飲料・管理はとの関係	<u>加口除工师正来加口嗣量日 </u>
・ 独宗広と未悝別の益首・旨珪広との関係	工匠和王 (甲南大学法学部教授)
主担の土町的地位の窓田	
・ 巾場の文配的地位の濫用	滝川敏明
75-74-1-4-1-3-1	(関西大学法科大学院教授)
・ 改止独占禁止法について	岩成博夫
	(公正取引委員会事務総局経済取
	引局総務課企画室長)
・ 不公正な取引方法について	酒井享平
	(首都大学東京都市教養学部法学
	系・法科大学院教授)
・ 独占禁止法の執行と違反事業者の	村上政博
法的責任	(一橋大学大学院国際企業戦略研
	究科教授(経営法務専攻長))
	・カルテルの適用除外制度 ・企業結合 ・独禁法と業種別の監督・管理法との関係 ・市場の支配的地位の濫用 ・改正独占禁止法について ・不公正な取引方法について ・独占禁止法の執行と違反事業者の

	講義名	講師名
第 4 回研究会	・戦後日本の独占禁止政策と産業政策の関係について - 1960 年代を中心として - (経済学者の立場から) ・日本の独占禁止法の運用に現れる競争政策と産業政策との関係	小西唯雄 (大阪学院大学経済学部教授・ 関西学院大学名誉教授) 酒井享平 (首都大学東京都市教養学部 法学系・法科大学院教授)
	・ 競争政策と産業振興政策の関係についての主要な論点の整理	酒井享平 (首都大学東京都市教養学部 法学系・法科大学院教授)

(市場流通関連法)

(中物派起民庄仏)			
	講義名	講師名	
第1回研究会	・ 市場流通関連法(フランチャイズ)	石崎 隆	
		(経済産業省貿易経済協力局技術 協力課 課長補佐)	
	・ 市場流通関連法(大店立地法)	渡辺 達朗	
		(専修大学商学部 教授)	
第2回研究会	・ 商取引関連法 (「小売業者の販売促進行	張晨陽	
	為の管理弁法」および「小売業 者と卸	(商務部条約法律司 副処長)	
	売業者の仕入れ取引の管理弁法」) の立		
	法背景、立法目的及び主要内容に関する		
	説明	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
	・ 商取引関連法ドラフトへのコメント	渡辺達朗	
	(流通政策の観点から)	(JICA 専門家 / 専修大学商学部教	
		授)	
	・ 商取引関連法ドラフトへのコメント	酒井享平	
	(独禁法の観点から)	(JICA 専門家 / 首都大学東京都市	
		教養学部法学系・法科大学院教授)	